

# 第66回全琉小・中・高校

## 図画・作文・書道コンクール募集要項

【主催】 沖縄タイムス社

【後援】 (予定) 沖縄県、沖縄県教育委員会、NHK沖縄放送局、琉球放送、琉球朝日放送、FM沖縄

【ねらい】

**図画(絵画)** 児童生徒が感じたことや考えたこと、体験したことを伸び伸びと表現し、創造性・感性を高める。

**散文・韻文・創作文** 児童生徒が考え、感じた事を文章で表すことを奨励し、知性の豊かな人間形成を目指す。

**書写・書道** 文字を正しく、美しく書く態度や技能を育て、創造的な自己表現力を高める。

【作品応募料】 1作品100円

【作品受付】

- ・ 受付期間：2018年9月11日(火)～14日(金) 13時～18時
- ・ 受付場所：沖縄タイムス社 5階会議室①② (郵送可。但し13日(木)必着)

宛先：〒900-8678 那覇市久茂地2-2-2 沖縄タイムス社「全琉図画・作文・書道コンクール」係

※国頭・中頭・島尻地区に出張して作品を受け付けます。

島尻地区：南風原中央公民館	受付日時：	9月11日(火)	午後1時00分～午後6時00分
中頭地区：沖縄市商工会議所	受付日時：	9月12日(水)	午後1時00分～午後6時00分
国頭地区：名護市港区公民館	受付日時：	9月13日(木)	午後1時00分～午後6時00分

- ・ 応募料納付：出品時に納付するか、現金書留、銀行振り込みで納付。現金書留の宛先は上記宛先に。銀行振り込みの場合は下記の振り込み先まで。

■振込先：琉球銀行本店営業部(店番号201)(普通)332118、株式会社沖縄タイムス社文化事業局

※振込名は学校名(●●市立等は省いて)で受付期間内をお願いします。

【出品上の注意】

- ・ 募集要項に違反した作品は審査対象外(落選)とする。(昨年度のコンクールと募集内容が変更している箇所があります。ご注意ください。)
- ・ 作品はいずれも未発表の作品であること。ただし、学校内のコンクールは除く。
- ・ 学校ごとにまとめて応募すること。個人での応募は認めない。
- ・ 作品受け付け後の応募料返還には応じない。
- ・ 作品応募に必要な「作品カード」「応募点数表」「学校コード」は、沖縄タイムスホームページ(<http://www.okinawatimes.co.jp/>)からダウンロード可。(作品カードと学校コードは昨年の資料と変更している場合がございます。昨年の資料は使わないでください。)

【審査発表及び表彰】

- ① 「最優秀賞」「優秀賞」「優良賞」「佳作」を入賞とし、「優良賞」までを沖縄タイムス社紙面で発表する。
- ② 「最優秀賞」「優秀賞」には主催者から賞状と賞品(「優良賞」「佳作」には賞状のみ)を贈呈する。
- ③ 最優秀作品展、各市町村展で展示される作品以外は、12月に各学校に返却する。  
(市町村展に該当する作品はその主催団体が学校に返却する)。
- ④ 12月より早めの作品返却を希望される際は、着払いで各校に郵送する。
- ⑤ 高校・絵画の作品(最優秀作品以外)は9月28日までに沖縄タイムス社で直接受け取ること。
- ⑥ 期間内に受け取らない作品、その他不可抗力による紛失、破損について主催者は責任を負わない。

【お問い合わせ】 沖縄タイムス社 読者局文化事業本部(担当：知花、美里)

電話：098-860-3588 (平日10時～17時)

# 《小学校》

## ■ 作文

### I. 散文部門

- ① 作品は児童生徒の直筆を原則とする。パソコンの使用は原則不可。  
但し、生徒が直筆で作成できない環境にある場合に限り代筆・パソコンによる作成を認める。この場合、作品カードの備考欄に理由を明記すること。
- ② 枚数制限は以下の通り。学校名入りの原稿用紙は使用不可。

・ 小学校1年生：600字以上～800字以内

196字詰め(14字×14字)、もしくは195字詰め(13字×15字)の原稿用紙の3枚半～4枚。  
もしくは、400字詰め(B4判)原稿用紙の1枚半～2枚。

・ 小学校2年生：880字以上～1200字以内

196字詰め(14字×14字)もしくは195字詰め(13字×15字)の原稿用紙の4枚半～5枚。  
もしくは400字詰め(B4判)原稿用紙の2枚半～3枚。

・ 小学校(中学年)：1400字以上～1600字以内 400字詰め(B4判)原稿用紙の3枚半～4枚

・ 小学校(高学年)：1800字以上～2000字以内 400字詰め(B4判)原稿用紙の4枚半～5枚

- ③ 題名の次の行には「学年、氏名」のみを記入すること。学校名は記入しないこと。
- ④ 原稿は二つ折りにし、必ずページ番号をつけてつづること。作品カードは最後のページの後ろに白紙を一枚追加し、その右上に貼ること。
- ⑤ 応募点数は1人1作品までとする。

### II. 韻文(詩・短歌・俳句)部門

- ① 作成方法については散文部門と同じとする。
- ② 詩1編(枚数制限なし)、短歌3首、俳句3句でそれぞれ1作品とする。  
※3首、3句に満たない作品は、審査対象外とする。

### ※出品制限について

- ① 1校につき各学年から、散文4作品・韻文4作品まで応募可能。
- ② 散文・韻文(詩・短歌・俳句)の両部門に応募してよい。
- ③ 韻文部門は1人最大、詩1編、短歌3首、俳句3句の合計3作品が応募できる。

図画・書道部門の要項は裏面です

# 《小学校》

## ■ 図画

- ① クレヨン画、水彩画、アクリル画、版画、素描、平面デザインなどとし、原則として画用紙に描くものとする。
- ② 大きさは四つ切り大（382mm×542mm）以内とし、それより小さい作品は四つ切りの台紙をつける。
- ③ 作品カードは、**裏面右下**に作品よりはみ出ないように貼る。
- ④ 児童の発達段階をふまえた個性豊かな作品であること。
- ⑤ 参考作品等の模写、指導過多の作品にならないこと。
- ⑥ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。

## ■ 書道【書写】

- ① 作品に学校名は記入せず、学校印も押さないこと。
- ② 作品の表左側には学年と氏名だけを書くこと。（学級名、段級は書かない）
- ③ 作品は本表装又は仮巻きにせず作品のままとし、作品カードを**裏面右上**に貼る。
- ④ 課題は自由とするが、学校書写の教科書の課題に準じ、学年相応の作品とする。  
**（楷書のみ）** 課題と落款（名前）が審査の対象となる。※誤字がないようにする。
- ⑤ **用紙のサイズは720mm×200mm。規定用紙外のサイズは審査対象外とする。**
- ⑥ 応募作品には“水洗いで落ちる墨汁（練習用）”や筆ペンは使用しないこと。
- ⑦ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。
- ⑧ 作品を損ねないよう学年別にまとめて応募すること。

作文部門の要項は裏面です

# 《中学校》

## ■ 絵画

- ① クレヨン画、水彩画、アクリル画、版画、素描、平面デザインなどとし、原則画用紙に描くものとする。
- ② 大きさは四つ切り大(382mm×542mm)以内とし、それより小さい作品は四つ切りの台紙をつける。
- ③ 作品カードは、**裏面右下**に作品よりはみ出ないように貼る。
- ④ 生徒の発達段階をふまえた個性豊かな作品であること。
- ⑤ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。

## ■ 作文

### I. 散文部門

- ① 作品は児童生徒の直筆を原則とする。パソコンの使用は原則不可。但し、生徒が直筆で作成できない環境にある場合に限り代筆・パソコンによる作成を認める。この場合、作品カードの備考欄に理由を明記すること。
- ② 400字詰め(B4判)原稿用紙を使用し、**枚数は5枚半～8枚。(2200字以上3200字以内)**
- ③ 学校名入りの原稿用紙は使用不可。
- ④ 題名の次の行には「学年、氏名」のみを記入すること。**学校名は記入しないこと。**
- ⑤ 原稿は二つ折りにし、必ずページ番号をつけてつづること。作品カードは最後のページの後ろに白紙を一枚追加し、その右上に貼ること。
- ⑥ 応募点数は1人1作品までとする。

### II. 韻文（詩・短歌・俳句）部門

- ① 作成方法については散文部門と同じとする。**学校名は記入しないこと。**
- ② 詩1編（枚数制限なし）、短歌3首、俳句3句でそれぞれ1作品とする。  
**※3首、3句に満たない作品は、審査対象外とする。**

### ※出品制限について

- ① 各学年から、散文5作品・韻文5作品まで応募可能。
- ② 散文・韻文（詩・短歌・俳句）の両部門に応募してよい。
- ③ 韻文部門は1人最大、詩1編、短歌3首、俳句3句の合計3作品が応募できる。

## ■ 書道【書写】

- ① 作品に学校名は記入しないこと。学校印は押さない。作品の表左側には学年と氏名だけを書くこと。
- ② 作品はいずれも本表装又は仮巻きにせず作品のままとし、作品カードを**裏面右上**に貼る。
- ③ 作品を損ねないように学年別にまとめて応募すること。
- ④ 課題は自由とする。学校書写の教科書の課題に準じ、学年相応の作品とする。課題と落款（名前）が審査の対象となる。
- ⑤ 用紙のサイズ：720mm×200mm。半切画仙紙（1350mm×350mm）も可。
- ⑥ 色画仙紙、料紙は使用しないこと。
- ⑦ 作成方法：**書写とする（楷書、行書のみとする）。**草書、旧字体、**古典の仮名・漢字、臨書作品は審査対象外とする。**
- ⑧ インクがにじみ出て他の作品を汚すこともあるので、応募作品には“水洗いで落ちる墨汁（練習用）”や筆ペンは使用しないこと。
- ⑨ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。

# 《高等学校》

## ■ 絵画・デザイン（平面作品のみ）

- ① 表現技法や材料などは自由。作品は未発表のものに限る。
- ② 作品を額装かパネル張り仕様とすること。
- ③ **絵画**は大きさ50号（116cm×116cm）以内  
**デザイン**大きさB1（103.0cm×72.8cm）以内とする。
- ④ 作品カードは、**裏面右上**に作品よりはみ出ないように貼る。
- ⑤ 著作権を侵害しないように各自で権利処理を行なった後に応募すること。類似作品や著作権を侵害するような作品と認められた場合は、入賞を取り消す。
- ⑥ 応募点数は1人1作品まで。

## ■ 作文（本年度より散文・創作文の出品制限が変更となっております）

### I. 散文部門

- ① 作品は原則、パソコンによる作成（原稿用紙の体裁に則る）する。但し、生徒がパソコンで作成できない環境にある場合は直筆による作成を認める。
- ② パソコンによる作成は400字詰め(B4判)原稿用紙の体裁を使用し、枚数は8～10枚。
- ③ 題名の次の行には「学年、氏名」のみを記入すること。学校名は記入しないこと。
- ④ 応募点数は1人1作品まで。

### II. 韻文（詩・短歌・俳句）部門

- ① 作成方法については原則、生徒の直筆とする。但し、生徒が直筆で作成できない環境にある場合に限り代筆・パソコンによる作成を認める。この場合、作品カードの備考欄に理由を明記すること。
- ② 詩1編（枚数制限なし）、短歌3首、俳句3句でそれぞれ1作品とする。
- ③ 韻文部門は1人最大、詩1編、短歌3首、俳句3句の合計3作品が応募できる。
- ④ 原稿は二つ折りにし、必ずページ番号をつけてつづること。作品カードは最後のページの後ろに白紙を一枚追加し、その右上に貼ること。

### III. 創作文部門

- ① 作成方法については散文部門と同じとし、原則パソコンによる作成（原稿用紙の体裁に則る）とする。但し、生徒がパソコンで作成できない環境にある場合は直筆による作成を認める。
- ② 枚数：原稿用紙16枚～20枚（6，400～8，000字）とする。

### ※出品制限と提出方法について

- ① 各学校からは各学年、散文5作品、創作文5作品、韻文5作品まで応募可能。
- ② 散文・韻文・創作文の全ての部門に応募可能。
- ③ 【散文・創作文】紙原稿は、必ずページ番号をつけてつづること。作品カードは最後のページの後ろに白紙を一枚追加し、その右上に貼ること。

# 《高等学校》

## ■ 書道部門

- ① 作品に学校名は記入しないこと。学校印は押さないこと。
- ② 作品はいずれも本表装又は仮巻きにせず書き下ろし（まくり）のままとし、作品カードを裏面右上に貼る。
- ③ 作品を損ねないように学年別にまとめて応募すること。
- ④ 課題は自由とする。課題と落款が審査の対象となる。
- ⑤ 用紙のサイズ：画仙紙（半切か全紙）。縦、横自由。
- ⑥ 作成方法：書道とする（毛筆）。画仙紙（半切か全紙）に揮毫すること。細字用の紙に揮毫した作品を切り、貼り付けて提出することはできません。必ず1枚の用紙に揮毫すること。
- ⑦ 作品には必ず落款を入れるか、落款印を押すこと（ただし、落款は名のみか落款印のみでも可）。
- ⑧ 作品カードの題名欄には臨書の場合には古典名を、創作の場合は釈文を記入すること。釈文のコピーを作品カードに添付して応募も可能。  
※著作物使用に該当する場合は、著作権を侵害しないように各自で権利処理を行なった後に応募すること。
- ⑨ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。

### 平成30年度より

『篆刻作品』の出品も可とする。その場合、指導者の補刀が入っていないもので、画仙紙に直接押されたものであること。課題や用紙のサイズ等は上記①～⑨と同様とする。

# 《特別支援学校（特別支援学級）》

## ■ 絵画

- ① クレヨン画、水彩画、アクリル画、版画、素描、平面デザインなどとし原則として画用紙に描くものとする。
- ② 大きさは四つ切り大（382mm×542mm）以内とし、それより小さい作品は四つ切りの台紙をつける。
- ③ 複数の生徒による作品の制作（合作）も認める。合作作品のサイズは問わない。
- ④ 作品カードは、裏面右下に作品よりはみ出ないように貼る。
- ⑤ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。
- ⑥ 児童生徒の発達段階をふまえた個性豊かな作品であること。

## ■ 作文

### I. 散文

- ① 作品は児童生徒の直筆を原則とする。但し、生徒が直筆で作成できないと判断した場合は代筆・パソコンによる作成を認める。その場合、生徒の直筆作品を添付するように心がけること。
- ② ●小学校1年生～2年生  
196字詰め（14字×14字）、もしくは195字詰め（13字×15字）の原稿用紙2枚～4枚。  
●小学校3年生～高校生  
原稿用紙は400字詰め、196字詰めどちらかを使用し、枚数は3枚～8枚。
- ③ 学校名入りの原稿用紙は使用不可。
- ④ 題名の次の行には「学年、氏名」のみを記入すること。学校名は記入しないこと。
- ⑤ 原稿は二つ折りにし、必ずページ番号をつけてつづること。作品カードは最後のページの後ろに白紙を一枚追加し、その右上に貼ること。
- ⑥ 応募点数は1人1作品まで。

### II. 韻文（詩・短歌・俳句）

- ① 作成方法については散文部門と同じとする。
- ② **韻文部門は1人最大**、詩1編、短歌3首、俳句3句の合計3作品が応募できる。

### III. 創作文

- ① 作成方法については散文部門と同じとする。
- ② 高等学校（高等部）のみの応募とする。

### ※出品制限について

- ① 学年、学校での制限は設けない。
- ② 散文・韻文（詩・短歌・俳句）の両方に応募してよい。

## ■ 書道

- ① 作品に学校名は記入しないこと。学校印は押さないこと。
- ② 小・中学校の作品の表左側には学年と氏名だけを書くこと
- ③ 作品はいずれも本表装又は仮巻きにせず作品のままとし、作品カードを裏面右上に貼る。
- ④ 作品を損ねないよう学年別にまとめて応募すること。
- ⑤ 課題は自由とする。
- ⑥ 用紙のサイズは問わない。
- ⑦ 作成方法 書写とする（楷書、行書とする）。
- ⑧ 応募点数は1人1作品まで。学年、学校での制限は設けない。